

7月の土曜開庁は 1 日 ▶ 8月の土曜開庁は 5日



7月の土曜開庁は1日です。
役場(本庁)の住民・福祉・税務などの一部窓口と各出張所を開庁しています。ぜひご利用ください。本庁、出張所ともに8:30から12:00まで開庁しています。

問 住民課住民担当 ☎ 142 ~ 146



役場 FAX 番号一覧

住民課	274-1101
税務課	274-1050
福祉課・健康増進課	274-1051
道路交通課・都市計画課	274-1052
自治安心課・子ども支援課	274-1009
観光産業課	274-1013
秘書広報室	274-1054
文化スポーツ推進課・政策推進課・施設マネジメント課・財政デジタル推進課・総務課	274-1055
教育委員会	274-1056

無料相談 三芳町役場 ☎ 049(258)0019 (代表) 〒 354-8555 三芳町大字藤久保 1100 - 1

相談種類	曜日(祝日除)	時間	相談場所	連絡先
住民相談(弁護士等が相談を受けます)	第1・3木曜	13:15 ~ 16:30	役場 1階住民相談室(要予約)	総務課(内線 404・405)
女性相談	第2・4金曜	11:00 ~ 15:20	役場 1階住民相談室(要予約)	総務課(内線 404・405)
司法書士相談	第3火曜	10:00 ~ 12:00	役場 1階住民相談室(要予約)	総務課(内線 404・405)
行政書士相談	奇数月第4水曜	10:00 ~ 14:00	役場内(場所は当日掲示・要予約)	総務課(内線 404・405)
行政相談(国の行政等への意見等)	偶数月第3木曜	13:15 ~ 16:30	役場 1階住民相談室(受付:ロビー)	総務課(内線 404・405)
外国人生活相談	①毎週月曜 ②毎週木曜	① 10:00 ~ 13:00 ② 13:00 ~ 16:00	ふじみの国際交流センター(☎相談は 269-6450)	総務課(内線 404・405)
内職相談	毎週水曜	10:00 ~ 16:00	役場 2階内職相談室	内職相談室(内線 292)
消費生活相談	①毎週月・火・木・金曜 ②毎週水曜	10:00 ~ 16:00	①役場 2階消費生活センター ②観光産業課	①消費生活センター(内線 292) ②観光産業課(内線 215)
子育て相談	毎週月~金曜	随時受付	各保育所・子育て支援センター	第3保育所 ☎ 258-9961 子育て支援センター ☎ 258-5106
児童家庭相談	毎週月~金曜	9:00 ~ 17:00	役場 2階子ども支援課	子ども支援課(内線 243・244)
外来言語相談	毎週月~金曜	8:30 ~ 17:15	みどり学園	みどり学園 ☎ 258-9963
発育・発達外来相談	毎週月~金曜	8:30 ~ 17:15	みどり学園	みどり学園 ☎ 258-9963
教育相談	毎週月~金曜	9:30 ~ 16:30	総合体育館 4階教育相談室 電話相談は ☎ 274-1023	教育センター(内線 502)
大人の健康相談	第3水曜	9:00 ~ 15:30	役場 1階相談室(要予約)	健康増進課健康長寿担当(内線 188 ~ 191)
こころの健康相談	第2火曜	14:00 ~ 15:30	地域生活支援センター(要予約)	福祉課福祉支援担当(内線 172~175)
高齢者相談(介護・認知症相談)	月~土曜 ※土曜は予約制	8:30 ~ 17:15	①みずほ苑みよし ②埼玉セントラル	① ☎ 293-7341 ② ☎ 274-2080
高齢者リハビリ相談	月1回(要問合せ)	9:30 ~ 11:20	保健センター(要予約)	健康増進課(内線 188 ~ 191)
認知症ケア相談	毎週水曜	10:00 ~ 16:00	認知症サポートセンター(要予約)	☎ 259-2525
福祉・生活相談 生活困窮の相談	毎週月~金曜	8:30 ~ 17:15	社会福祉協議会	社会福祉協議会 ☎ 258-0122
不動産相談	第2水曜	13:00 ~ 16:00	役場 1階相談室(要予約)	都市計画課(内線 236)
マンション管理相談	第3月曜	13:30 ~ 16:30	役場 1階相談室(要予約)	都市計画課(内線 236)

広報みよしには、音声読み上げソフト用の「声の広報」と「点字広報」があります。希望する人は秘書広報室☎312まで。※声の広報は町ホームページで聞くことができます。



団体活動補助金の募集 ~三芳町公募補助金~

地域で活動する団体の自主的、自発的な活動に対し、補助金を交付します。

▶対象事業：公益上必要がある事業とそれを行う団体。(補助金交付基準に基づく)

▶対象団体：営利を目的としない、公益の増進に寄与する任意団体またはNPO法人。

▶補助額：補助対象経費総額の1/10から1/2

▶応募方法：①~⑥を政策推進室へ提出
①三芳町公募補助金申請書②申請内容の概要書③収支予算決算資料④団体規約⑤構成員の名簿⑥活動内容を確認できる資料

※希望団体には申請手続き、採択基準等を個別に説明しますのでご連絡下さい。

▶応募期間：7/3(月)~8/7(月)

※書式・パンフレット・要綱等は町ホームページ・役場4階政策推進室・公民館で配布。

問 政策推進室政策推進担当☎ 422 ~ 424

若葉サロン「認知症カフェ」

介護者家族主催のサロンです。認知症当事者・介護者・認知症介護に関心のある人のご参加をお待ちしています。

※マスクの着用にご協力ください。

▶日時：7/25(木) 13:00 ~ 15:00

▶場所：藤久保公民館 2階 学習室

▶申込み：下記へ電話・FAXで申し込み。

問 熊谷 ☎ 258-7540

予約不要 シニアスマホ無料相談!

ふれあいセンター(北永井 381-3)
(月~土曜日 9:00 ~ 16:00)

在宅ワーカー育成セミナー

埼玉県女性キャリアセンターが主催する、在宅ワークの基礎知識や心構え、種類や必要なスキルなどについて学ぶ在宅ワーク初心者を対象としたセミナーです。希望者にはセミナー終了後に在宅ワークのグループ相談会を実施します。※入門コースセミナーは求職活動実績の対象となりますので、希望者には受講証明書を発行します。

▶日時：7/27(木) 10:00 ~ 12:00 (グループ相談会 12:00 ~ 13:00)

▶場所：インターネット (Zoomによる開催、視聴用のサテライト会場あり※要申し込み)

▶対象：在宅ワークに興味・関心のある未経験者・初心者女性 (Web 接続環境のある人)

▶定員：100人

▶申込み：事前申し込み (インターネット・電話) ※1週間前まで

問 (株)キャリア・ママ (委託) 県女性キャリアセンター ☎ 048-601-5812

金婚式を迎える皆さんへ ~記念品の贈呈~

令和6年3月31日までの間に金婚式(結婚50年)を迎える人は記念品を贈呈します。対象の人は、福祉課へご連絡ください。

▶対象：

①婚姻年月日が昭和48年4月1日から昭和49年3月31日までの夫婦

②昭和48年3月31日までに婚姻し既に金婚式を迎え、1年以上三芳町に居住している人で、まだ受贈していない夫婦

▶申込み：8/18(金)までに、婚姻年月日確認のため、戸籍謄本(コピー可)を下記窓口に提出。

問 福祉課福祉庶務担当☎ 176 ~ 178

三芳町歴史講座「日本茶と狭山茶」



今回の歴史講座では「お茶」をテーマとし、お茶の博物館 こと入間市博物館 ALITの学芸員を講師としてお招きし、狭山茶と日本茶の歴史について講演していただきます。普段何気なく飲んでいる「お茶」。その歴史について、学んでみませんか?

▶日時：7/29(土) 10:00 ~ 12:00 (9:45開場)

▶定員：40人(先着順)

▶場所：中央公民館 多目的ホール

▶講師：小田部家秀氏(入間市博物館 ALIT 学芸員)

▶申込み：7/3(月) 9:00 から受付開始

※歴史民俗資料館へ電話もしくはメール、電子申請にて申し込み

問 文化財保護課(歴史民俗資料館) ☎ 258-6655 ㊚ rekimin@town.saitama-miyoshi.lg.jp

萌芽更新(雑木林の再生)参加者募集

樹木を伐採した後、その切り株から新しい芽がたくさん出て15~20年後には元通りの大きさに成長する樹木の生態を「萌芽更新(ぼうがこうしん)」といいます。萌芽更新を希望する雑木林の所有者を募集します。

▶対象：町在住で町内に雑木林を所有する人

▶募集条件：伐採後5年以上、維持管理(毎年の下草刈り、落葉掃き)を行える人。その他条件は「身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱」に準じます。

問 環境課自然環境担当☎ 204

ホームページ 有料バナー広告募集



▶掲載料：トップページ 15,000円/月・その他のページ 8,000円/月

▶掲載期間：6か月または12か月単位。

▶規格：大きさ 縦100×横320ピクセル(以前は縦40×横155ピクセル) ※提出は縦200×横640ピクセル

▶申込み：申込書に広告の版下原稿を添えて窓口・メールで申し込み。

▶掲載の決定：申込書の提出後、内容を審査して広告掲載の可否を決定します。

※詳細や申込書の入手は町ホームページをご覧ください。(上記二次元コード)

問 秘書広報室広報担当☎ 312・314

広報みよし有料広告募集



皆さんの会社やお店のPRをしませんか。

▼広告の規格と概要

▶掲載料：1区画(4cm×9cm)15,000円/月・2区画(4cm×18cm)30,000円/月

▶掲載期間：6か月または12か月単位。

▶掲載位置：「お知らせ」のページ下段

▶申込み：申込書に広告の版下原稿を添えて窓口・メールで申し込み。

▶掲載の決定：申込書の提出後、内容を審査して広告掲載の可否を決定します。

※詳細や申込書の入手は町HPをご覧ください。(上記二次元コード)

問 秘書広報室広報担当☎ 312・314

